1、畳表規格

経	品	名	等級	経糸	経糸 Handle Handle (cm)	切物		長物	
糸				本数	們 (CIII)	長さ (cm)	重量(kg)	長さ (m)	重量(kg)
	引通		特	136	95.0 (+) 0.5	208 以上	2.00 以上	21.3 以上	20.3 以上
		本間 三六	1	11	<i>11</i>	<i>''</i>	1.85 //	"	18.8 //
			2	11	II.	<i>''</i>	1.70 <i>//</i>	"	17.3 "
麻			特	130	91.0 (+) 0.5	199 以上	1.85 以上	20.5 以上	18.8 以上
			1	11	<i>11</i>	<i>''</i>	1.70 //	"	17.3 "
 糸			2	11	II.	<i>''</i>	1.55 //	"	15.8 //
	~		特	128	89.0 (+) 1.0	194 以上	1.80 以上	20.0 以上	18.3 以上
		五八	1	11	'I'	"	1.65 //	"	16.8 //
			2	11	II.	<i>''</i>	1.50 //	"	15.3 //
	引通		特	136	95.0 (+) 0.5	208 以上	1.90 以上	21.3 以上	19.3 以上
		本	1	11	II.	<i>''</i>	1.75 <i>//</i>	"	17.8 "
		間	2	11	II.	<i>''</i>	1.60 //	"	16.3 //
			3	11	II.	<i>''</i>	1.45 //	"	14.8 //
		三六	特	130	91.0 (+) 0.5	199 以上	1.75 以上	20.5 以上	17.8 以上
			1	11	II.	<i>''</i>	1.60 //	"	16.3 "
			2	11	<i>11</i>	<i>''</i>	1.45 //	"	14.8 //
 綿			3	11	II.	<i>''</i>	1.30 //	"	13.3 //
		五	特	128	89.0 (+) 1.0	194 以上	1.70 以上	20.0 以上	17.3 以上
			1	11	II.	<i>''</i>	1.55 //	"	15.8 //
糸		八	2	11	II.	<i>''</i>	1.40 //	"	14.3 //
			3	11	II.	<i>''</i>	1.25 //	"	12.8 //
	飛込		1	136	95.0 (+) 0.5	208 以上	1.60 以上	21.3 以上	16.5 以上
		本 間	2	11	II.	<i>II</i>	1.50 //	"	15.5 //
			3	11	'I'	"	1.35 //	"	14.0 //
		_	1	128	89.0 (+) 1.0	194 以上	1.40 以上	20.0 以上	14.5 以上
		五八	2	11	II .	'I'	1.30 //	"	13.5 //
			3	11	IJ	II.	1.20 //	II.	12.5 //

⁽注) 経糸本数には耳糸を含む。

2、経糸規格

糸の種類	太さ (原糸番号)	合糸本数	引張り強さ	伸び率
麻糸	麻番手5番手 (ジュード番手9.6番手以上)	_	49.0N以上	5.0%以下 (裁断時)
綿糸	綿番手20番手以上	4以上	27.5N以上	12.0%以下 (24.5N荷重時)
合成繊維糸	合糸5番手以上 (麻番手換算)	_	49.0N以上	5.0%以下 (49.0N荷重時)

⁽注) 麻糸は麻のみを原料とした桃生を、綿糸にあっては綿以外のものの混紡率が50%未満のものを、合成繊維糸は合成繊維を原料としたものをいう

3、検査基準

等級の格付は畳表規格によるほか、品質・品位を区別し標準品にもとづいて検査を実施する。

- (1) 色 沢 固有の色沢を有するもので元白、先枯れ、変色茎等の混入度合いにより区分する。
- (2) 重 量 畳表の規格の重量基準は各等級毎の加減を示すものである。
- (3) 通し織 引通し表は、い草が完全に端まで通ったものであること、短い混入表は等級外とする。
- (4) 仕上げ 仕上げは完全に行ったもので感想は水分は12%以内であること、織傷等は検査員の判定により その箇所を差し引く
- (5) 耳 毛 耳毛は原則として8cm (±) 2cmとする。

4、特殊経糸表規格

特殊麻経表については、畳表規格によるほか、次の通りとする。

経	品名		等	経糸	ф <u>г</u> (омо)	切	物	長	物	耳毛
糸	001	Ó	級	本数	幅(cm)	長さ (cm)	重量(kg)	長さ (m)	重量(kg)	(cm)
麻	本間	秀	136	本間	95 (+) 0.5	208 以上	2.20 以上	21.3 以上	22.5 以上	12 (±) 2
+	三六	秀	130	三六	91 (+) 0.5	199 以上	2.10 以上	20.5 以上	21.5 以上	11 (±) 2
綿	五八	秀	128	五八	89 (+) 1.0	194 以上	2.00 以上	20.0 以上	20.5 以上	10 (±) 2

- (1) 品 位 特殊表にふさわしい固有の色沢と品位を有し、変色茎の混入が無いものとする。
- (2)経 糸 経糸の本数割合はジュード麻糸:特殊糸=2:1以上とし、特殊糸の本数は本間44本・三六42本・ 五八41本以上とする。
- (3) その他 その他は熊本県畳表検査基準を適用する。

5、注意事項

(1) い草選別基準

品名	長さ (cm)	品名	長さ (cm)
麻糸本間	130 以上	麻糸本間	120 以上
麻糸三六	125 以上	麻糸三六	110 以上
麻糸五八	120 以上	麻糸五八	97 以上

※ 飛込みは97cm以下。

- (注) 色調の異なるい草は色合わせを行い区分すること。長さの選別基準は、畳表の種類毎の下限を示す もので元白等の程度によって充分吟味し区分するものとする。
- (例) 麻糸本間の場合130cm~140cm・140cm以上の2段にすれば粒揃いや元白も揃う。 麻糸本間の場合97cm~110cm・110cm~120cmに区分することで品質向上がはかられる。
- (2) 経糸については熊本県産畳表の印として、又規格適正品としての証しとして必ず県証糸を使用すること。
- (3) 着色剤の使用は原則として禁止する。
- (4) 製品には必ず生産者名、重量、国産表示等を添付するものとする。
- (5) 受験単位は原則として10枚とし、検査員の指導を受けるものとする
- (6) 出荷者は検査に立ち会い、検査員の指導を受けるものとする。
- (7) 本規格は平成15年3月1日より実施する。